茨城経協第72号

令和6年11月21日

会 員 各 位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 一般社団法人茨城県経営者協会

専務理事　加藤祐一

初任給ならびに賃金実態に関する調査ご協力のお願い

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記調査は毎年、県内の初任給ならびに賃金実態を把握し労務管理資料をえるために実施、ご回答をお願いしているものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮に存じますが下記の「記入上の注意事項」をご参照頂き、同封調査票に所定事項をご記入の上、同封の返信用封筒もしくはＦＡＸ０２９－２２４－１１０９、E-mail（gotou@ikk.or.jp）にてご回答願います。

　なお、本調査は集計が終わり次第、報告書に取りまとめ会員企業様にご報告させて頂きます。

敬具

・本アンケートは、貴社の人事労務管理について担当されておられる方にご回答頂きますようお願い致します。

　大変恐縮ですが１２月２０日（金）までご提出を何卒お願い申し上げます。

・Excelシートに直接入力頂きご回答頂けます場合は、経営者協会ホームページから「調査票」のダウンロードをお願い致します。

経営者協会トップページ  
https://www.ikk.or.jp/

・過去の調査結果は、経営者協会ホームページからダウンロード頂けます。  
閲覧希望の方は事務局までお問い合わせください。(パスワードで保護されています)  
https://www.ikk.or.jp/report/

・本アンケートの回答結果は全て統計処理され、ご回答頂きました企業、ご担当者様の個人情報が特定されることはございません。報告書作成後、適切且つ安全な方法で破棄致します。

【調査票　記入上のご注意事項】

[Ⅰ]新規学校卒業者決定初任給について

・「採用なし」の場合でも現在決定している初任給がございましたらご記入をお願い致します。

・新卒者が全員同額の場合は、「全員同額」欄のみにご記入下さい。

・初任給が職種・職務内容で異なる場合、目安として以下の要件に該当する額をご記入願います。

　①Ａ欄は、おおよそ、

　　・基幹的業務に従事する方

　　・企画立案、調査研究、技術開発、対外折衝など、総合的な判断を要する業務に従事する方

裏面に続く

　　・全社的（国内外）な規模で転居を伴う勤務のある方

　②Ｂ欄には、上記に該当しない方（例えば定型的、補助的業務に従事する者）の初任給額をご記入下さい。

・販売・営業に携わるものは、事務系の欄にご記入下さい。

　[Ⅱ]賃金実態について

・設問「Ⅱ」での所定内賃金は、所定労働時間を勤務した場合に支払われる給与とし、生計費に対する補助的な手当（家族、通勤手当等）は除いてください。

　所定外賃金は、時間外手当、休日出勤手当をご記入下さい。

・設問「Ⅱ」３）の

「総合職」とは、名称に関わらず、①基幹的業務に従事する方、②企画立案、調査研究、技術開発、対外折衝等、総合的な判断を要する業務に主として従事する方、③全社的（国内外）規模で転居を伴う勤務の方、の要件に該当する方を示します。

「一般職」とは、名称に関わらず、定型的、補助的業務に従事するなど、上記に該当しない方を示します。

「総合職」「一般職」といったコース別人事制度を採用されていない場合、「総合職」に記入をお願い致します。

・本調査における給与・手当の区分は以下の通りです。



本調査担当：一般社団法人茨城県経営者協会　事務局（後藤）

　　　　　　　　　TEL 029-221-5301 FAX 029-224-1109 E-mail gotou@ikk.or.jp

　　　　　　　　　〒310-0801　茨城県水戸市桜川2-2-35　産業会館11階

以上